【審１－１】

草津市路上喫煙禁止区域拡大（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

１　意見募集期間

平成２８年４月２５日（月）から平成２８年５月２５日（水）まで

２　意見提出者数

１人【提出方法：Ｅメール　１人】

３　意見の総数

５件

４　意見の概要

NO.	意見の要旨	市の対応
1	駅周辺だけでなく、他の繁華街や大学周辺、小中幼学校園通学路、公園を含め、人の多い場所を禁止区域に指定すべきである。	路上喫煙禁止区域の指定要件として、駅前のように人通りが朝夜問わず恒常的に多いこと、次に効果的な啓発を行うためには、面的な連続性が必要であると考えています。そのため個々の施設内容だけでなく、指定要件に合致した場所を指定していきたいと考えています。
2	タバコ販売店、飲食店、ビルの店頭などに灰皿が設置されていることが多い。通行者や店に出入りする非喫煙者への受動喫煙の危害防止から、それらの場所での灰皿設置について、店等の敷地であっても禁止とすべきである。	「草津市路上喫煙の防止に関する条例」では、他人に被害を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならないと定められており、また、事業者は本市の施策に協力しなければならないとされています。このことを広く周知していきたいと考えています。
3	禁止区域内での携帯灰皿の無料配布を禁止すべきである。	本市では携帯灰皿の配布をしておりません。なお、本市以外の者による配布についても条例の趣旨を周知してまいりたいと考えています。

4	禁止区域内に喫煙所を設置すべきではない。	路上喫煙禁止区域内での喫煙禁止徹底、また、灰皿などへの禁止区域の地図や啓発パネルの掲示による喫煙者に対する直接的な啓発の場として、パネルや植栽を用い、受動喫煙に配慮した場所をマナースペース（指定喫煙場所）として設置しています。
5	禁止区域内で路上喫煙をし、指導に従わない者について、過料に処したらどうか。	平成２０年４月の条例制定、同年１２月の禁止区域制定後、禁止区域内の喫煙率は低下し、現在も０．１％前後と低水準を保っています。それは罰則を設けている他都市とも遜色のない率となっており、過料や罰則を設けず、引き続き、啓発等を行っていきたいと考えています。

５　区域（案）への反映

パブリックコメントの実施結果による区域（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は今後の路上喫煙対策の取り組みにあたっての参考とさせていただきます。